

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 4 年 10 月 24 日（月） 午前 10 時 20 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・岡本次長・白井主査
8. 協議事項
第 3 回臨時会（10 月 24 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 10 時 20 分 閉会 午前 11 時 14 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 4 年 10 月 24 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について審査を行います。議案第 1 号「令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 7 号）」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って課ごとに質疑を行います。はじめに、企画政策課、財政課所管の歳入について、一括して審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 企画政策課及び財政課所管分につきましては、補正予算書及び補正予算に関する説明書に記載のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

綾城委員 長門市補正予算書 8 ページ、9 ページ、第 16 款「国庫支出金」、第 2 項「国庫補助金」、第 1 目「総務費国庫補助金」、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」についてお尋ねします。今回の交付金について、お尋ねいたします。

山田企画政策課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、6 月補正予算及び 9 月補正予算におきまして、前年度からの本省繰越分とコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分と合わせまして、4 億 8,040 万 4,000 円を既に予算計上しているところであります。この度、新たに「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、本市におきましても 9 月 20 日付けで 1 億 3,179 万 9,000 円の交付限度額が示されたため、今回、補正予算として計上するものであります。この重点支援地方交付金の対象事業としましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされているところであります。

綾城委員 分かりました。続きまして、今回のこの交付金が割り当てられている事業及び充当額についてお尋ねいたします。

山田企画政策課長 臨時交付金を充当している事業とその充当額についてです

が、予算説明資料 1 ページ中段の「物価・燃油等高騰対策生活優待券発行事業」に 1 億 2,971 万 2,000 円を、また同ページ下段の「学校給食物価高騰対策事業」に 208 万 7,000 円を充当しているところでございます。

綾城委員 現在、物価の高騰というのは今後も続いていくのではないかというような見込みもあるというところで、今後の国の動きについてどういうふうに把握されているのかお尋ねいたします。

山田企画政策課長 今後の予定につきましては、国庫補助事業等の地方負担分に応じて臨時交付金が再算定され配分される可能性はありますが、今回のような新たな地方単独事業分の交付等については、現在のところ情報は入っておりません。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、企画政策課、財政課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 10 : 25 —

— 再開 10 : 26 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

伊藤健康福祉部長 それでは、地域福祉課所管の補正予算につきましては、補正予算説明資料のとおりでございまして、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、補正予算書 10 ページ、11 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 1 目「社会福祉総務費」、「住民税非課税世帯等に対して価格高騰緊急支援給付金給付事業」2 億 9,215 万 2,000 円について質問させていただきます。まず 1 点目、住民税非課税世帯等とありますが、この事業の対象者について伺います。

古林地域福祉課長 まず、住民税非課税世帯、これにつきましては令和 4 年 9 月 30 日における住民登録に基づき、同一の世帯に属する者全員が令和 4 年度分の住民税非課税である世帯が対象となります。ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除くことになっております。それともう一つ、家計急変世帯でございます。これにつきましては、予期せず家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象となります。

ひさなが委員 分かりました。それでは、予算書 11 ページにありますシステム等導入・更新委託料 251 万 9,000 円の内容についてお伺いいたします。

古林地域福祉課長 住民税非課税世帯などへ書類の発行や給付を行う管理システムの構築・維持を業者に委託する費用となります。

ひさなが委員 住民税非課税世帯等に対する給付金の金額の積算根拠についてお伺いいたします。

古林地域福祉課長 全部で 5,700 世帯×5 万円で 2 億 8,500 万円を予定しております。

ひさなが委員 それでは、その対象者の方の申請についてですが、対象者の方が自ら申請を行わなければならないのか、それとも自動的に給付が行われる仕組みなののでしょうか。それと、申請される場合は、必要なものなどの詳細についてお伺いいたします。

古林地域福祉課長 住民税非課税世帯に対しましては、11 月下旬に振込口座などを記載した確認書を発送しますので、確認し返送することで手続きが完了します。家計急変世帯につきましては、市ではその世帯が把握できませんので、申請が必要となります。続きまして、初回の給付は 12 月上旬とし、その後は 2、3 週間おきに給付日を設定します。申請に必要なものとしては、確認書が届いた世帯につきましては、振込口座の変更がなければその書類を確認し返送することで手続きが完了します。家計急変世帯につきましては、申請書、本人確認書類、振込口座の分かるもの、給料明細など家計が急変したことが分かるものが必要になります。

ひさなが委員 最後ですけれども、家計急変世帯については市では把握ができないので申請が必要ということですので、しっかり周知することが大事だと思います。周知方法についてお尋ねいたします。

古林地域福祉課長 住民税が非課税であることが確認できる世帯には、個別に通知をする予定です。また、市のホームページや広報 12 月号、ほっちゃテレビの文字放送、告知放送を予定しております。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。

田村委員 それでは、お尋ねをいたします。現在、この支給対象というのが住民税非課税世帯と家計急変世帯ということになっております。そういった事例の中で、個別の事情というところがあるかと思うんです。例えば住民税非課税世帯であるけれども住所が同一でないとか、そういったことがあるようなことがあるかと思うんですけれども、そういう個別の事案に対して何か手当をされるということを考えておられますか。

古林地域福祉課長 基本的には、住民票に登録してある住所が基本となってお

りますが、DV など特別な事情がある場合には対応したいと思っております。

田村委員 まさにそういうところですけども、答えにくいかなと思って副市長にお尋ねをしたつもりでした。いのちと生活を守る市長の方針に従いまして、どういうふうにそういった個別の事案をお考えかというところを部長、よろしくお願いします。

伊藤健康福祉部長 まず、基本的に国の制度で、その制度に則って事業を行いますので、そこはしっかり相談の中で、どういう対応がいいのかというのはルールの中で決めていきたいと思っておりますけれども、ただ、委員がおっしゃるとおり、それぞれ個別でいろいろなケースがあると思っておりますので、そこは相談の中で、これはこの制度にのれるのか、のれないのかというのは現場で、そこで見ていくのが大事だと思いますので、そこは担当のほうもしっかり対応するようにやっていきたいというふうに思っています。

吉津委員長 今一度、地域福祉課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 10 : 33 —

— 再開 10 : 34 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、産業戦略課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 産業戦略課所管の事業につきまして、補足説明を申し上げます。補正予算書 10 ページから 11 ページの第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、第 2 目「商工業振興費」の「コロナ禍における燃油価格・物価高騰対策事業」につきましては、予算説明資料 1 ページのとおりですが、エネルギー・食料品価格の物価高騰など、生活を取り巻く状況は厳しさを増していることから、世帯の負担増に対しての支援策として、市内の登録店舗で使用可能な優待券 1 万円分を全世帯に配布するものであり、このための経費を予算として計上しております。これにより、家計負担の軽減とあわせ市内消費の喚起を行い、地域経済の下支えとなる効果も期待しております。なお、本事業につきましては、その趣旨から、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援のために国で創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し行うこととしており、現在実施している「ぶちとくながと生活優待券」を利用される市民や、取扱店舗等の混乱を避けるため、商工団体等にも意見を伺い、あわせて速やかな事業実施のため「優待券」と同様なデザインを使用することとしております。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、この優待券につきまして、配布方法と配布時期をお答えください。

釧物産業戦略課長補佐 配布方法ですが、全世帯にお配りする関係で、市から郵送でお送りする予定です。配布時期につきましては、今から準備を進めていく関係で11月下旬又は12月上旬を予定しているところでございます。

田村委員 それでは、その配布方法についてなんですけれども、これまで同様の事業をされてこられましたので、同様の配布方法で行われるのだと思いますけれども、その方法でトラブルはなかったのか、今回のその方法を選択するにあたって何か参考になるような事例がありましたらお願いします。

釧物産業戦略課長補佐 まず、トラブルにつきましては、郵送するときに「ゆうパケット」というもので世帯に郵送する場合に、きちんと届いたかどうかということを郵便局が把握できるようなシステムを活用しております。主なトラブルは、やはり届いていないとかそういう話はありませんでしたが、やはり世帯のどなたかが券を持たれていたということで、世帯間の意思疎通ということが問題になっていたということがございました。

田村委員 それでは、この券の内訳につきまして、大型店舗で使えるものとそうでないものとに3対7ですかね、分かれておりますけれども、この案分にした根拠についてお尋ねいたします。

釧物産業戦略課長補佐 案分のことについてお答えいたします。やはり、この度は全世帯への配布ということで、食料品等に使われる方が多いのではないかとというふうに想定しております。3対7にした理由といたしましては、やはり小規模の事業所に使っていただきたいということを念頭に3割と7割ということで決めさせていただいた次第でございます。

綾城委員 基本的なところをお尋ねします。この事業の対象の世帯数についてお尋ねいたします。

釧物産業戦略課長補佐 世帯数についてお答えいたします。この長門市の世帯ですが、1万5,738世帯を予定しているところでございます。

綾城委員 分かりました。先ほどの地域福祉課がされる住民税非課税世帯等の5万円の対象となる世帯にも、この優待券は対象となるのかお尋ねいたします。

釧物産業戦略課長補佐 非課税世帯のことについてですが、長門市の11月1日時点の全世帯に配布予定としております。

綾城委員 分かりました。続いて、優待券印刷及び換金業務委託料1,000万円についてと、委託先についてお尋ねいたします。

釧物産業戦略課長補佐 業務委託の内訳と委託先ですが、委託先は長門商工会議所を予定しております。1,000万円の内訳ですが、商品券の印刷、商品券の封

筒代、封詰め作業等がありまして、その印刷費として 495 万円を計上しております。また、広報費の 9 万 5,000 円、換金手数料で 299 万 2,000 円、取扱い店舗への案内、連絡文書の通信運搬費として 25 万 7,000 円、インク代等の消耗品費として 19 万円、什器レンタル代等の諸費として 26 万 3,000 円、あとは商工会議所に委託しておりますので、その一般管理費として 125 万 3,000 円の計 1,000 万円を計上しているところでございます。

綾城委員 換金手数料というのは、金融機関にお支払いするものだと思いますけれども、この金融機関の手数料は今いくらなのかお尋ねします。

鈮物産業戦略課長補佐 換金手数料は、1 枚当たり 22 円を予定しているところでございます。

綾城委員 分かりました。この事業は、1 世帯 1 万円というところで、1 人世帯も 1 万円と、例えば 5 人世帯でも 1 万となってしまうかもしれませんが、その辺りの考えというのをお尋ねいたします。

仲野産業戦略課長 この度の事業については、配布対象単位を世帯というところにしたところでございますが、ここにつきましては、これまで給付事業については今まで 2 回ほど実施しておりまして、これについては市民 1 人にそれぞれ 5,000 円という形で給付のほうをしております。ここにつきましては、事業の前 2 回の性質が市内事業者を応援していこうというところで、市民 1 人当たり 5,000 円という形にしましたが、この度につきましては物価・燃油等の高騰がかなり高止まりで、消費者物価がまだ上がるようなところがございますので、それに対して賃金とか年金が上がらない中、家計に対してかなり負担がかかっている。家計が削られているというような状況がございましたので、今回の事業につきましては、世帯を単位として 1 万円を給付するという形で事業の構築をさせていただいたところでございます。

綾城委員 国の交付金と予算の問題もあるというところでもあるかもしれませんが、これは一つ提案ですけれども、今行っている燃油等・物価高騰対策事業補助金というのをされています。これは事前にお伺いすると、執行状況があまり、申請状況があまり思わしくないというところで、6,000 万円くらいお金が余るのではないかなと勝手に思っておりますけれども、この予算、こういった例えば 3 人世帯とか以上の家庭に追加で 1 万円の優待券を配布するといったことは考えられないのか、その辺についてお尋ねいたします。

堀経済観光部長 委員からのご意見でございますが、現状でまだまだ今後の状況というところが掴めていない中で、これまでのぶちとくながと生活優待券等については、まだ期間が終わっていないという中で、拙速に判断ができないということもございまして、今後国のほうもどういった予算を用意してくるかというところも絡めて、今のご意見を参考にしながら検討していきたいというふ

うに思っております。

重村委員 それでは、2つほど聞かせてください。まず、これは臨時交付金を活用してとなっておりますけど、財源内訳のところで4,286万円、一般財源が入っています。多分、費目の中で交付金では使えない料金であったり費用があると思います。まず、この説明をお願いします。

福田財政課長 それでは、財政課のほうからお答えいたします。現在、一般財源が4,286万円出ておりますが、今回補正予算に計上いたしました交付金が1億3,179万9,000円でございます。この交付金の中で、給食費と今回の生活優待券事業で使うということにしておりますので、この交付金を飛び出た部分を一般財源としているところでございます。

重村委員 よく分かりました。もう1点は、この優待券の使用期間というのが、優待券到着から来年の1月31日ということで、少額ではありますが年末年始に使われるような世帯もあろうかと思えます。この優待券到着時というのは、これから準備作業に入られるでしょうけど、大体どのくらいを想定されているのかお尋ねしたいと思います。

鈿物産業戦略課長補佐 前年度ですが、元気に年越しながと応援券というのをお配りしております。それは10月1日に議決いただきまして、作業を行って郵送するまでに、11月19日までの期間を要しております。だから、大体1か月半かかっているところでございます。今回、優待券が到着時ということですが、1か月半ということは到底無理な話なので、できるだけ早く皆様にお届けしようというふうに考えておりまして、11月下旬から12月上旬になるべく早く届けたいという思いからそういうふうな記載をさせていただいたという次第でございます。

重村委員 それでは、これは多分、予算決算委員会と本会議等でも、例えば地元紙とかに載る機会もあるでしょうし、市民の皆さんから聞かれたら「12月初めくらいを目標に執行部は頑張っていますよ」ということで良いということですね。

仲野産業戦略課長 そういった対応で、私どももしっかりしていきたいと思えますので大丈夫だと思います。

林委員 6月補正に計上されました「ぶちとくながと生活優待券発行事業」の質疑の中で指摘されておりましたけれども、今回のこの優待券という名称が使われております。優待券という意味は、「手厚くもてなすことを目的に発行する券」のことを指します。この名称については、事業の趣旨に照らして相応しいのかどうか。市民にとって分かりにくいと思われるんですけども、このあたりのこの名称を用いた理由についてお尋ねします。

釧路産業戦略課長補佐 名称で優待券というものを使用しています。これが、ぶちとくながと生活優待券と同じような名称、語尾が一緒ですが、これが事業所からしたときに、券を変えることによって事務が煩雑化することと、あとは分かりにくいといった意見がございました。市民からすれば優待券の意味というのがちょっと違うのではないかということのご指摘だと思うんですけども、今回は取扱事業所の事務の煩雑さ等を考慮いたしまして、優待券のままで使用させていただいた次第でございます。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、産業戦略課所管全般にわたり、ご質疑はありますか。

林委員 それでは、副市長にお尋ねいたします。難しい話じゃないですけど。この物価・燃油等高騰対策生活優待券発行事業についてなんですけれども、私が名称についてお尋ねいたしました。それにすごく関連するんですけれども、10月21日付の長門時事には、次のようにあります。この事業についてこういう記載があります。「物価高騰によって家計の負担が増加している中で、少しでもその軽減になればとの思いから、長門市は、全世帯に1万円分の商品券をプレゼントすることを決めた」とありますけど、この記述は、この事業に対する市の認識と捉えてよろしいのでしょうか。

大谷副市長 これは、報道機関のお書きになった表現ですので、これはこれで今世間に流布されているわけなんですけれども、私どもはあくまでも生活者の支援、消費を下支えする取組に対する支援ということで、この交付金を使って市民の皆様へ1万円を配布すると、優待券という形をとりますけれども、この優待券、確かに名称はおかしいと、これはご案内のとおりです。前はプレミアム商品券だったのが、今回は全世帯への配布と。これは1日も早く皆様にお届けしたいということで、この券を使い、そしてさらにその券の左の谷は燃油・物価高騰対策と、こういうものを銘打ってこの券を発行したいと思っておりますので、その点については、ぜひ皆様もご理解賜りたいと存じます。

林委員 分かりました。今の報道機関というか、マスコミのこういう表現というのは別にして、市としてはそういう生活状況がいろいろ値上がりとかして消費者物価も上がっている中で、それを少しでもお手伝いしたいという趣旨でこの事業をやるんだということですね。私は、もし市もそういうプレゼントとかというような認識を持っておったらちょっとおかしいと思っていたんですよ。というのは、原資が税金ですからね、これは。市からプレゼントされるようなものじゃないんですよ。だから、その辺をちょっと確認いたしました。

吉津委員長 今一度、産業戦略課所管全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 10 : 52 —

— 再開 10 : 53 —

吉津委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、教育総務課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 それでは、教育委員会所管につきまして補足説明させていただきます。補正予算書の 10 ページから 11 ページ、第 10 款「教育費」、第 7 項「保健体育費」、第 4 目「学校給食費」、900「学校給食費」の賄材料費 243 万 6,000 円につきましては、補正予算説明資料では 1 ページに記載しております。学校給食については、年度当初から物価高騰による食材への影響を注視しつつ、昨年度より確実に値が上がったものもある中、発注の工夫で値上げしなくとも何とか現行の学校給食費の範囲内での調達が可能と見込んでいたところでございます。こうした中で、10 月の値上げラッシュや、納品業者から今後の値上げについての話も来ていることから、物価高の影響は確実に出てきたところであり、給食の質を維持するためには、賄材料費の増額、つまり、その財源である給食費の値上げが避けられない状況となってまいりました。しかしながら、この異常な物価高における子育て世帯への生活支援を考える中で、新たに保護者負担を増やすことのないよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して値上げ相当分を補てんすることにより、今年度分の給食費を据え置くこととしたものであります。値上げ相当分の算定の根拠であります、今年度当初と 2 学期以降の食材の価格データを取り比較を行ったところ、品目によって上がったものもあれば下がったものもありました。また、食材の多くを占めている野菜や魚などは、天候などの影響を受け、その年の収穫量・漁獲量が大きく変わるため、価格の変動も大きく、物価高の影響を正確に見込むのは大変難しいことから、7 月時点の山口県の「食料」の物価上昇率 4.8%に基づき、小学校で 1 食あたり 12 円、中学校で 14 円を値上げ相当分として見込み、11 月以降の予定食数を乗じた額を予算計上したところでございます。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、学校給食物価高騰対策事業についてお尋ねいたします。今年度 4 月 5 日の文科省からの事務連絡で、物価上昇分についてコロナ臨時交付金を充てることができるという通達があったと思いますけれども、まずこの時期の議案提出になった理由はなぜなのかということについてお尋ねいたします。

秋津教育総務課長 物価高騰の学校給食への影響につきましては、年度当初よ

り注視していたところでございます。先ほどの部長の補足説明にもありましたけれども、9月補正を検討する7月頃までの状況では、値が上がったものもあれば下がったものもありまして、世間で言うほど物価高騰の影響を受けていないと考えておりました。また、食材の多くを占める生鮮食材は、その時期に多く獲れたものを活用することで、ある程度価格を抑えることができます。細かくリサーチし発注を行うことで、何とか現行の学校給食費の範囲内での調達が可能と見込んでいたところでございます。しかしながら、ご承知のように物価は落ち着く気配もなく、報道等にあるように10月以降多くの食品の値上げが実施されております。また、市の給食センターにおいても年間契約の納品業者から値上げの話も来ているところでございます。これらを総合的に検討した結果、現在の給食単価で例年並の質を維持することは困難と判断したため、1食あたりの給食提供単価を見直すこととし、今回、賄材料費を補正計上したものでございます。

田村委員 それでは、時期については分かりました。補てんの対象というか、先ほど10月21日付の長門時事という話がありましたけれども、これを見ますと11月から補てんの対象としているということですが、それでよろしかったでしょうか。

秋津教育総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

田村委員 それでは、説明資料や今の補足説明にもございましたし、先ほどの市長の提案説明にもございましたけれども、給食費の値上げが避けられない状況という表現が使われております。教育委員会としての見解をお伺いしたいんですけども、給食費の値上げを行うということなのか、それともまた別の言いまわしというか、別の解釈があるのかということについてお尋ねいたします。

南野教育部長 今回の賄材料費の増額は、現時点の物価高騰を踏まえて、給食の質を維持できるよう必要な額を計上したものでございます。本来、賄材料費の増額は、財源である給食費の増とセットであることから、「給食費の値上げが避けられない状況」と表現しておりますが、今年度は財源としてコロナ交付金を活用することで、保護者の負担増とならないよう対策を講じています。市教委としては、今回の賄材料費の増額については、現在の異常な物価高騰による緊急・暫定的な増額と捉えており、次年度以降については、改めて物価の動向や社会情勢を見ながら、賄材料費の増額やそれに伴う財源について検討し予算計上してまいります。

田村委員 すみません、最後の大事な部分を聞き逃したかもしれませんけれども、ちょっと質問の筋から外れるかもしれませんけれども、私はこの議案を見て心配になったのが、給食費の値上げについて、ここで既成事実をつくってしまおうという考えがあったのかどうなのかということが非常に気になったわけ

です。今のご説明を聞いて、今回はそういうことではないということは分かりました。給食費の値上げの手順、その保護者への通知についてどのように行われていくのかお答えいただけますでしょうか。

秋津教育総務課長 通常の給食費の改定ということでございましたら、学校給食運営委員会というところできちんと審査して、教育委員会が決定することとなっております。決まりましたら保護者のほうに周知をしていくというのが本来の手順と考えています。今回は暫定的な措置ということで、事前に給食運営委員会の会長、副会長にはご相談申し上げているところなのですが、保護者の周知につきましては、議決をいただきましたら、こういったことで交付金を活用して補てんしましたというところは、お知らせさせていただきたいと思っております。

田村委員 それでしたら、その賄材料費の値上げが議案に上がるときには、保護者への説明もあると、通知もあると。これは説明に行ったりということをするのでしょうか。そういった資料をもとにこちらでも判断しないと、一方的にイメージだけで判断するということもできませんので、先ほどの手順というのが、こちらに説明の状況であるとかというのをお知らせいただくような手順、どのような手順を踏まれるのでしょうか。

秋津教育総務課長 最後に値上げを、改定をしたのが平成 26 年ですけれども、その際には給食運営委員会のほうで資料を提示して審議いただいてという形で、保護者にその間周知を図ったとか、手順を説明したというようなことはなかったように記憶しているんですけれども、いずれにしましてもそういったところで、学校給食運営委員会には確か PTA の関係の方も出ておいでなので、そういったところからご意見を伺いながら決定していくことになろうかと思います。

田村委員 分かりました。給食費値上げの手順については、しっかりと事前に保護者に周知があるように、それから教職員の皆様にも周知があるようにお願いいたします。それでは、先ほど平成 26 年の話が出ましたので、ちょっとこちらのほうからお伺いします。まず、この 6 月の一般質問を林哲也議員が行われております。そのときの市長の答弁ですけれども、「教育委員会を含めて議論をしたところ、今のところ値上げをしなくても今までどおりの給食が維持できるというふうな判断が出ております」という答弁があります。先ほど、課長がおっしゃられた平成 26 年ですけれども、今度は令和 3 年 2 月 24 日に林哲也議員が一般質問をされております。保護者が負担する給食費はこれまでと変わらないのかという質問をされております。これは何のことかと言いますと、調理業務民間委託に際して調理業務民間委託をすることで給食費が上がらないのかという質問をされておりますけれども、ここであえてだと思えますけど、「学校給食費については、食材費のみを負担いただいていることから、調理業務の民間

委託を理由に増額することはありません」と。としたうえで、「本市では、平成26年4月から7年間学校給食費を据え置いており、食材価格が年々上がっている状況下、献立等を工夫して対応してまいりますが、今後どうしても対応できない場合は学校給食費の値上げを検討することとなります」と。この時点では食材費の高騰を認識しておられるということになっております。この6月の市長の答弁では、「値上げをしなくても今までどおりの給食が維持できるというふうな判断が出ている」と言われております。消費者物価指数を見ますと、2021年の11月から消費者物価指数が上がり始めております。大きく上がり始めております。11月から0.6%、12月が0.8%というふうに上がっていった、3月から急に上がり始めます。3月が1.2%、4月が2.5%、5月が2.5%、6月が2.4%となっております。9月時点で前年同月比3.0%ということですが、この6月の時点で判断しておりますというのが気になるんですけれども、この短期間で私は思っているんですけれども、この短期間で判断が変わった理由は何でしょうか。

秋津教育総務課長 先ほどと同様の回答にはなるんですけれども、逐次物価の動向や給食センターに納品される食材費の状況を注視していたところでありまして、10月以降の値上げ、それから決定的になったのは先ほども申し上げたんですが、納品業者からの値上げの話、あと学期ごとに契約している物品のほう結構値上がり傾向が出てきたというところで決め手となって、総合的に判断して見直すこととしたものでございます。

田村委員 分かりました。先ほど平成26年の話をしました。それに合わせて消費者物価指数の話もしましたが、これだけの急上昇を消費者物価指数が示すのは平成26年以来ということになります。ですから、食材費高騰で賄材料費をどうするかという議論が出るのはやむを得ないかなということは認識しております。それでは、最後にお伺いいたします。これは、教育長又は部長にご答弁いただきたいと思っておりますけれども、令和4年度ですけれども、長門市の3つの基本施策である「さんぎょう・こよう」「いじゅう・ていじゅう」「ひとづくり」に加えて危機的な状況にある人口減少の進行に対応するため「しゅっさん・こそだて」を加えたところであります。今回の賄材料費といいますか、給食費の補てんには公務員の方は対象にならないということです。これは、交付金の性質によるものだということは理解しております。34万円余りの金額が計上されておりますけれども、これは教職員の皆様ということになります。教職員の皆さん、子育て支援の最前線で日夜戦っておられるというふうな認識をしておりますが、この34万円余りですけれども一般財源から補てんするという考えはなかったんでしょうか。

南野教育部長 賄材料費高騰分の財源として、教職員等分についてはコロナ交

付金が活用できないため、検討の結果、相当分を特別負担金としていただくこととしております。今委員がご指摘されました、市のほうでということでございますが、公務員ということもあって、この度は受益者負担という考えのもとに教職員さんについても負担金という形でお願いしたいということを考えております。

林委員 教育長、お尋ねします。今回の事業ですけれども、これに関連して先ほど田村委員の方から 6 月定例会における私の一般質問を紹介していただきました。教育長、高騰する食材費の増額分を自治体の判断で今回のように負担したりとか、あるいは子育て世代の支援策として時限的に給食費を無料にする取組を行っているところもあります。それは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がそういうことに充てても大丈夫ですよと文科省は言っています。教育長、6 月定例会の一般質問のときに、正直に答えてほしいんですけど、時限的に給食費を無料にするということについてご存知でしたか。

伊藤教育長 存じておりました。

林委員 なぜ私がこういうことを聞いたかということ、市長との議論を通じて市長があまりそのことを認識されていないようなご答弁を繰り返したんですよ。議論しているときに。教育委員会と協議をしたうえでというような話もあったでしょ。その中で、この地方創生臨時交付金が時限的な給食費の無料化にも使えるということを伝えてなかったんじゃないかと思ったわけですよ。それか市長がそのことを聞いていたけれども失念していたのか、どっちかだろうなと思っていたんですけど、このあたりはどうなんですか。真意のほうは。

伊藤教育長 この交付金の活用につきましては、市長部局ともしっかり協議をしておりましたし、市長についても交付金活用を前提とした議論については林議員さんと一般質問でなされたと思いますので、それは市長には伝わっていたというふうに思っております。

林委員 伝わっていたと教育長はおっしゃるんですけど、伝わっていないから聞いているんですよ。あの議論を通じて。聞いていて分かりませんでしたか。あの議論を聞いていて。教育長が通じていたと思っちゃ駄目なんです。思っているだけじゃ駄目なんです。それは伝わってないことなんです。そのあたりをもう一度。今後のこともありますから。

伊藤教育長 その点につきましては、伝え方が、伝えたつもりでおったという指摘があれば今後気をつけなければいけないし、しっかり協議をしていかなければいけないと考えております。

ひさなが委員 1 点だけ確認をさせていただきたいんですけども、事務的なことで保護者の方に改定のお知らせをすると。今議論を聞いておまして暫定的に 3 月までのものであるというところで、この改定の内容について、期間限定

であるという旨はちゃんと記載が行われる予定でしょうか。

秋津教育総務課長 先ほど少し田村委員のお答えで触れたところではございますが、今回の給食費につきましては交付金の活用により据え置く予定ですので、今のところ周知は行っていないところですが、議決をいただければ保護者の皆様に値上げ相当額を補てんし、給食の質の維持の向上を図るというところは、お伝えさせていただこうと思います。

ひさなが委員 そのお知らせの中に、値上げをするのは今の段階では 3 月末までだと。その分の補てんを行うと。令和 5 年度以降に関しては、また決まってくる話になるということで間違いないですか。

秋津教育総務課長 そうです。賄材料費の値上げを行って、給食費は値上げをしないというところをお伝えして、令和 5 年度以降については別途考えていくというようなところはお伝えしたいと思います。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、教育総務課所管全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。

討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 14 —